

積荷情報の入手に係る 早期化・詳細化・電子化について

○積荷情報の入手に係る世界の潮流		1
○積荷情報の入手に係る早期化・詳細化・電子化に向けた検討		3

平成23年9月2日(金)
関税・外国為替等審議会
関税分科会 企画部会
貿易円滑化ワーキンググループ
財 務 省 関 税 局

1. 積荷情報の入手に係る世界の潮流①

1. 世界税関機構(WCO、World Customs Organization) SAFE「基準の枠組み」(資料1)

- 国際貿易の安全確保と円滑化の両立は、世界各国の税関当局にとって最重要課題の一つ。
- 2005年6月、「国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO基準の枠組み」(以下、「基準の枠組み」と言う。)がWCO総会にて採択。
- 「基準の枠組み」には、各国税関が求める積荷情報について、以下のように規定。
 - ・海上コンテナ貨物に係る電子的な積荷情報は、船積される前に提出されるべきである。
 - ・積荷情報としては、税関は、セキュリティ目的で、列記した項目以上のものを要求するべきではない。
 - ・税関は積荷情報の提出について以下よりも早く要求するべきではない。
 - 海上 コンテナ貨物: 出発地における船積の24時間前
 - バルク／混載貨物: 仕向国の最初の港に到着(入港)する24時間前
 - ・税関は、船積や船卸ができない貨物の場合には、通知が発出されるようなシステムを確立すべき。

1. 積荷情報の入手に係る世界の潮流②

2. 諸外国における積荷情報の事前報告制度の進展（資料2）

- 米国、EU等の諸外国では、積荷情報の入手に係る早期化、詳細化、電子化（いわゆる「船積24時間前ルール」の導入）等により、積荷情報を活用したリスク管理に基づき水際取締りの強化を図る取組が進展。

3. 我が国の積荷情報の事前報告制度の現状（資料3）

- 原則、本邦入港の24時間前までの報告を義務化。ただし、近海航路（韓国、中国等）に対して、緩和措置（入港12時間又は入港まで）を置いている。
- マスターB/L^{（注1）}に基づき作成された積荷情報（以下、マスター積荷情報という。）の提出のみを義務化。ただし、税関長は必要と認めるときは、荷受人（NVOCC^{（注2）}等）に対して詳細な積荷情報（以下、ハウス積荷情報という。）を求めることができる。
- 書面での報告を認めている（電子的報告を義務化していない）。

（注1）船社が1コンテナを単位として発給する船荷証券（貨物を受け取り、船積みしたことを証明する書類）をマスターB/L（Bill of Lading）と言うのに対して、NVOCCが、個々の貨物の荷主に発給するB/LをハウスB/Lと言う。

（注2）Non Vessel Operating Common Carrier（利用運送事業者）の略。自らは船舶の輸送手段を保有せず、船社のサービス（船舶輸送）を使って貨物を輸送する事業者。

（参考1）積荷情報の電子化率（2010年8月1日～31日（31日間）、全国の開港に入港した外国貿易船を対象に調査）

全船舶 74.1% フルコンテナ船 97.1% セミコンテナ船 94.0% その他の船舶 25.9%

2. 積荷情報の入手に係る早期化・詳細化・電子化に向けた検討①

1. 我が国の積荷情報の事前報告制度の課題

我が国の水際取締りは、社会悪物品等の密輸阻止及びテロ対策を目的としているが、現行の事前報告制度を「基準の枠組み」等に照らして考えた場合、

- 積荷情報の報告は船積前ではなく入港前であり、従って、報告されてから入港までが短時間。(特に、近海航路に関しては入港直前の報告)
- 混載貨物等について、詳細な品名や実際の荷送人、荷受人の氏名・住所等が不明なことが多い。
- マスター積荷情報であっても、電子化されていない積荷情報が依然混在。

➡ 報告のタイミング、報告内容及び報告方法の観点から、一層の改善が必要

2. 積荷情報の入手に係る早期化・詳細化・電子化に向けた検討②

3. 積荷情報の入手に係る早期化・詳細化・電子化において配慮すべき事項 (資料4、資料5、資料6)

(1) 「早期化」において配慮すべき事項

- アジアを一つの地域とした効率的なサプライ・チェーン・マネジメントが構築^(注3)されていることから、物流実態に配慮し、物流リードタイムへの影響に最大限配慮することが必要。

(注3)2010年の我が国の輸入コンテナ貨物量に占める近海航路(中国・韓国・台湾)の割合は約7割(66%)。

(2) 「詳細化」において配慮すべき事項

- 税関は、現在、荷受人にハウス積荷情報の提出を求めることができるが^(注4)、荷送り側(外国)のNVOCCに対して、情報を求めることとなる。

(注4)税関長は積荷に関する事項の報告があった場合において、この法律の実施を確保するためその内容を明瞭にする必要があると認めるときは、その入港の前に、当該積荷の荷受人に対し、報告を求めることができる旨、関税法第15条の2に規定されている。

(3) 「電子化」において配慮すべき事項

- 税関に対して概ね100%が電子的に報告されているマスター積荷情報に比べ、大半が紙媒体(書面、FAX)で報告されているハウス積荷情報の電子化をどのように進めるか^(注5)。

(注5)国内に事業所を有さない船社やNVOCCは、国内の代行業者を介してNACCSへの送信を行うことになる。

4. 積荷情報を活用した貿易の円滑化

- 貿易関連手続の電子化の推進

いわゆる川上の情報である積荷情報の電子化が図られることにより、貿易関連手続の電子化が期待できる。

(資料1) WCO SAFE「基準の枠組み」(SAFE Framework of Standards)①

・ 背景

- WCOは、2001年の米国同時多発テロ以降、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるための様々な方策について検討を実施。検討成果は、「国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO基準の枠組み」としてまとめられ、2005年6月のWCO総会にて採択。
- 2006年6月の総会において「AEOガイドライン」が採択。2007年6月の総会においては、AEOガイドラインを組み込んだ「基準の枠組み」が採択。
- 2011年8月現在、164の国・地域が実施の意図表明済み。

・ 内容

- 2つの柱
 - ・ 「税関相互の協力」としての11の基準
 - ・ 「税関と民間とのパートナーシップ」を進める基準として6の基準
- 主要要素
 - ・ 電子的に提出する事前貨物情報の標準化
 - ・ リスク管理手法の採用
 - ・ 輸出国における非破壊検査機器（大型X線検査装置等）を使用したハイリスク貨物の検査の実施
 - ・ 一定の基準を満たす民間企業（AEO事業者）に対する優遇措置の明確化

(資料1) WCO SAFE「基準の枠組み」(SAFE Framework of Standards)②

(該当箇所抜粋)

1. 3. 3 貨物申告

運送人又はその代理人は、事前電子貨物申告を輸出地税関及び／又は輸入地税関に提出しなければならない。海上コンテナ貨物については、事前電子貨物申告は貨物／コンテナが船舶に積み込まれる前に提出されるべきである。その他全ての運送手段と貨物については、運送手段が輸出入地の税関官署に到着(入港)する前に提出されるべきである。

1. 3. 6 「積込禁止」「船卸禁止」通知

税関は、船積や船卸ができない貨物の場合には通知が発出されるようなシステムを確立するべき。その通知は、リスク評価のために必要なデータの提出後、決められた時間内になされるべき。

1. 3. 7 タイムリミット

物品及び貨物申告が輸出入地税関に提出されるべき正確な時期は、様々な運送手段に当てはまる地理的状況、ビジネス手続を注意深く分析し、民間部門や関係する他の税関当局と協議した後、国内法によって規定されるべきである。しかしながら、最低限の一貫性を確保するために、税関は事前申告の提出については以下よりも早く要求するべきではない。

海上 コンテナ貨物：出発地における船積の24時間前

バルク／混載貨物：仕向国の最初の港に到着(入港)する24時間前

航空 短距離輸送：航空機の離陸時

長距離輸送：仕向国の最初の空港に到着(入港)する4時間前

(資料2) 諸外国における海上コンテナに係る事前報告制度の概要

	米国	カナダ	EU	中国	韓国	日本(参考)
実施時期	2003.2.2	2004.4.19	2011.1.1	2009.1.1 一部実施	未定 (輸出のみ2011. 10実施予定)	2007.2.1
報告期限	船積24時間前	船積24時間前	船積24時間前	船積24時間前	船積24時間前	入港24時間前
近海の 例外措 置	プエルトリコ (米国自治連 邦区) 入港24時間前	米国及びプエ ルトリコ 入港24時間前	グリーンランド、 モロッコ等 入港2時間前	—	中国・日本等 出港前	極東ロシア、 韓国、中国等 入港12時間前 又は入港前
報告義務者	船社 NVOCC	船社	船社	船社、 NVOCC、 船舶代理等	船社	船長
代行	船社、 船舶代理店、 サービスプロ バイダー	NVOCC、 船舶代理店、 サービスプロ バイダー	NVOCC等 (船社が認知、 承諾した第三 者)	—	船舶代理店	船社、船舶代 理店等
報告方法	電子的報告を原則義務化					書面又は 電子報告

(資料3) 我が国の積荷情報の事前報告制度の推移

〔平成15年度まで〕 ➡ 〔平成16年度改正〕 ➡ 〔平成18年度改正〕 ➡ 〔平成19年度改正〕 ➡



入港前



入港後

入港前に求める
ことができる

➤ 積荷目録
(マスター積荷情報)

事前報告の義務化

➤ 積荷に関する事項
(マスター積荷情報)

求めることができる

➤ 積荷の詳細情報
(ハウス積荷情報)

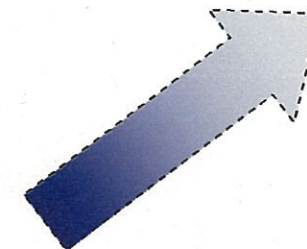
入港後の提出義務

➤ 積荷目録
(マスター積荷情報)

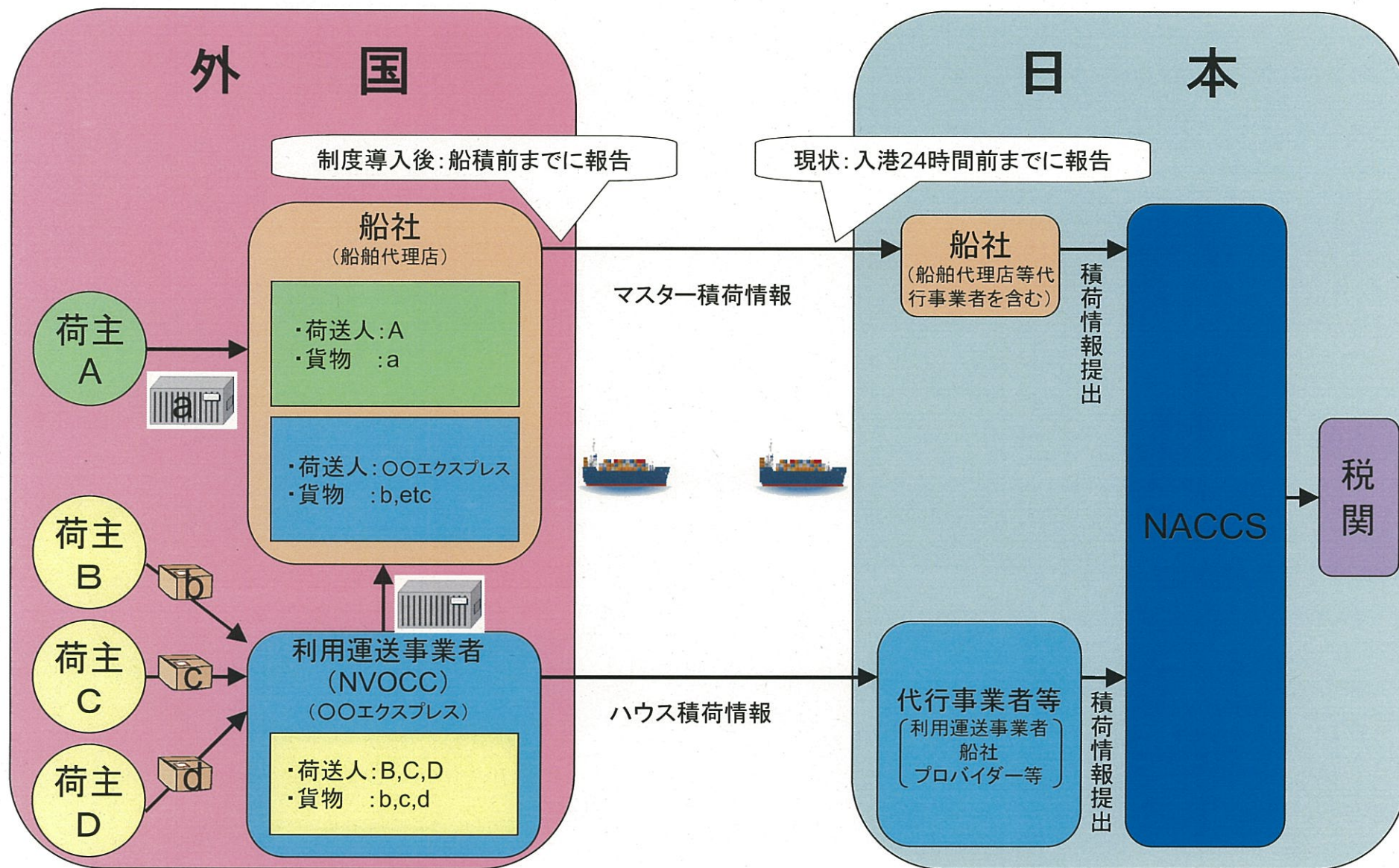
入港後の提出義務

➤ 積荷目録
(マスター積荷情報)

(入港前に税関の求め
に応じて提出した場合は省略)



(資料4) 積荷情報の報告に係る概念図



(資料5) コンテナ貨物についての積荷情報の入手に係る早期化・
詳細化・電子化の枠組み(イメージ)

	基準の枠組み(ガイドライン) (注)	(参考)我が国の現行制度
報告期限の基準	出発港(外国)における船積	積卸港(本邦)への入港
報告義務者	運送者及び運送者の代理人	船長 (荷受人)
報告内容	ハウスB/L相当	マスターB/L相当
電子的報告 (NACCS)	義務化	任意

(注)本枠組みは、原則及び基準を示し、それらをWCOメンバーによって実施されなければならない最低ラインとして採用するよう提示

(資料6)近海航路における積荷情報の入手時期の早期化に伴う提出時期の比較図

